

議案第 66 号

北本市部設置条例の一部改正について

北本市部設置条例の一部を次のように改正する。

平成 27 年 11 月 27 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市部設置条例の一部を改正する条例

北本市部設置条例（昭和 51 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「総合政策部」を「企画財政部」に、「保健福祉部」を「健康推進部」に改める。

第 2 条第 1 号中「総合政策部」を「企画財政部」に改め、同号中クを削り、ケをクとし、コをケとし、同号に次のように加える。

コ 財政に関すること。

第 2 条第 2 号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、カを削り、キをオとし、クからコまでをカからクまでとし、同条第 3 号中シをセとし、ウからサまでをオからスまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 協働の推進に関すること。

エ 危機管理に関すること。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

(4) 福祉部

- ア 地域福祉に関すること。
- イ 生活保護に関すること。
- ウ 障害者福祉に関すること。
- エ 児童福祉及び母子福祉に関すること。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 健康推進部

- ア 保健衛生に関すること。
- イ スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。
- ウ 高齢者福祉に関すること。
- エ 介護保険に関すること。
- オ 国民健康保険に関すること。
- カ 後期高齢者医療に関すること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。